



## 趣味でミツバチを飼育する方々へ

### 都道府県への飼育届の提出

ミツバチを飼育する全ての方は、毎年1月末までに飼育届を住所地の都道府県知事（家畜保健衛生所長）に提出する必要があります。

趣味で飼育している方を含め、セイヨウミツバチ、ニホンミツバチどちらも届出が必要です（養蜂振興法第3条第1項、第14条）。

### ミツバチの飼育の際に気を付けること

ミツバチの飼育は、周辺住民や他の飼育者とのトラブルが起る可能性があるため、十分注意してください。

### よくあるトラブル

#### ① 刺傷事故

ミツバチは人を刺すこともあるため、周辺の人には飼育の事を伝え、理解を得ておきましょう。特に、春から夏にハチの数が増加し、事故の危険性が高まりますので、予防の為に適正な個体数の維持に努める必要があります。

#### ② フンの被害

ミツバチのフンにより、周辺

住民の洗濯物や車を汚してしまうことがあります。飼育場所には十分配慮しましょう。

#### ③ スズメバチ

秋になると、ミツバチを餌とするスズメバチが巣に飛来することがあります。スズメバチは攻撃性が強く、周辺の住民が刺されることがあるため大変危険です。

### トラブルを起こさないために

日頃から周辺住民に対し、ミツバチを飼育することへの理解を得るために、コミュニケーションをとっておくことが重要です。また、飼育に関する知識や技術を習得することで、トラブルを未然に防ぐこともできますので、ご自身で勉強するとともに、地域の養蜂関連団体に入会、または相談するなど、技術と経験を有する方々と情報を共有し、適切な対応をとるようにはしましょう。

